

《令和2年12月定例会（令和2年12月7日）》

〈要旨〉

・重度障害者や視覚障害者などに対する通勤や職場などにおける支援を拡げる活動について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。よろしくお願いします。

私も重度障害者の一人ではありますが、重度障害者にとって社会や人とつながることは、一人一人の人生の可能性を大きく広げることであります。

しかし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護サービスは、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に限られ、通勤、営業活動等の経済活動等に係る外出は公費による介護サービスが受けられません。

これまで国は、障害者の移動支援について、経済活動に係る支援は認めていないことから、自宅から企業への往復は当事者がその負担を負うことになり、ややもすれば働いて得た報酬より移動費のほうがかさむことさえあります。このような状況では、重度障害者の定期的・継続的就労がとても困難となり、求人条件等が合わず就労機会が失われ、将来の経済的不安を強いることとなります。

さらに、障害者介助等助成金制度も設けられていますが、労働時間の問題や制度の認知度が低く利用が進まない上、事業主負担などの課題もあり、重度障害者の就労機会はなかなか広がりません。また、通勤や営業活動などの経済活動に対しては、同行援助も公費による介護サービスの対象外とされており、支援を求める視覚障害者もたくさんおられます。

これらの状況を受け、国は10月に新たな支援の通知を出しています。

そこで、奈良市としても早急に認識し、対応が必要となりますが、重度障害者や視覚障害者などに対する通勤や職場などにおける支援を広げる活動について、奈良市の見解を福祉部長、お聞かせください。

◎福祉部長（米浪奈美子）

林議員の御質問にお答えいたします。

重度障害者や視覚障害者などに対する通勤や職場における支援の拡充についてでございますが、国におきましては、障害者御本人が経済活動中に障害福祉サービスを利用できないこととされておりますが、本年10月より、市町村が実施する地域生活支援事業の中で経済

活動中にもヘルパーを利用できることが初めて認められました。

本市といたしましても、重度障害者や視覚障害者の方などに対する就労支援を広げる必要性を認識しておりますので、支援の一環として、通勤や職場などにおけるヘルパー支援事業等の実施に向けて具体的に取り組んでまいります。

以上でございます。

◆林政行

奈良市として趣旨を御理解していただき、今回、具体的な事業の実施に向け取り組んでいただけたということで、ありがとうございます。

現在、この事業は全国的にも数えるぐらいの自治体しか実施していません。このことから、奈良市として制度設計が整いましたら速やかに、市民だよりなどの広報はもちろんのこと、対象となる障害者団体に制度の利用方法が分かりやすく説明されたパンフレットなどの配付や案内と説明などを行っていただき、この事業を通して一人でも多くの方の支援につながり、新たな人生を歩める可能性を広げられるように努めていただくことを要望します。

また、本事業は視覚障害者の方も対象となりますので、点字のパンフレットの作成も併せて要望します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。